

(別紙資料)

# 中学校施設概要

田川市新中学校のあり方に関する審議会

第10回 会議資料

## 1. 台帳面積と有効面積について

施設台帳は、学校の敷地を「建物敷地」「運動場敷」「その他」に分類して表示しています。「その他」に分類された土地には、有効に活用することが難しい法面や山林が含まれています。学校敷の比較を行うにあたり、有効に活用できる面積（以下、「有効面積」という。）を、以下の条件で計測します。計測には田川市 GIS を使用します。

- ① 施設台帳上「建物敷地」「運動場敷」として扱われている面積は、有効面積として扱う
- ② 施設台帳上「その他」に分類されている「法面・山林」部分は、有効面積から除く。
- ③ 施設台帳上「その他」に分類されている「プール敷」「テニスコート敷」「駐車場敷」等は、有効面積として扱う

(※1) GIS…地理情報システム (geographic information system) の略。人工衛星、現地踏査などから得られたデータを、コンピュータ上で分析・編集することができるシステム。土地の面積を計測することもできる。なお、GIS による計測は、コンピュータ上での計測であるため、実測との誤差が生じることがある。

## 2. 台帳面積を見る際の留意点

- ① 学校によって施設の配置が異なるため、敷地の分類方法に違いがあります。  
(例) プール敷や体育館敷を「運動場敷」に分類している学校と、「建物敷地」または「その他」に分類している学校がある。学校ごとに「建物敷地」「運動場敷」「その他」の面積が表示されているが、比較する際には留意する。

## 3. GIS 測定値を見る際の留意点

- ① 台帳では敷地内の境界が明確でないため、GIS で計測した場合「建物敷地」と「運動場敷」の間にズレが生じることがあります。  
(例) 台帳面積 [ 建物敷 8,000 m<sup>2</sup>、運動場 10,000 m<sup>2</sup> ] → GIS 計測 [ 建物敷 7,900 m<sup>2</sup>、運動場 10,100 m<sup>2</sup> ]
- ② 台帳上の形状と現地の形状に違いがみられる学校では、数値が合致しない箇所があります。  
(例) 台帳には、建物や土地を整備した当初の形状が記載されていると考えられるが、何らかの理由で形状が変更されている。